

# 目次

<b>第1章</b>	<b>地方拠点都市地域にかかる整備の方針に関する事項</b>	1
1. 1	地方拠点都市地域の構成	1
1. 2	地方拠点都市の現況	2
1. 3	地方拠点都市地域の整備の基本方針	11
1. 4	整備の基本方向	11
<b>第2章</b>	<b>拠点地区の区域及び当該区域ごとに実施すべき事業に関する事項</b>	14
2. 1	拠点地区の設定	14
2. 2	拠点地区の性格	14
2. 3	当該地方拠点地区の整備方針と重点事業	15
<b>第3章</b>	<b>重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項</b>	27
3. 1	基盤施設	27
3. 2	学術・文化・教養施設	29
3. 3	スポーツ・レクリエーション・公園施設	29
3. 4	福祉施設	29
<b>第4章</b>	<b>重点的に推進すべき居住環境の整備に関する事項</b>	30
4. 1	居住環境の動向	30
4. 2	整備の方針	30
<b>第5章</b>	<b>人材育成、地域間交流、教養文化活動などの活動に関する事項</b>	31
5. 1	人材育成	31
5. 2	地域間交流	31
5. 3	教養文化活動	31
5. 4	観光振興	31
<b>第6章</b>	<b>その他地方拠点都市地域整備に関し必要な事項</b>	32
6. 1	既存計画との調和	32
6. 2	環境の保全	32
6. 3	地価の安定	32
6. 4	適正かつ合理的な土地利用	32
6. 5	国土の保全と災害の防止	32
6. 6	電気通信の高度化の促進	32
6. 7	農山漁村との調和ある発展	33
6. 8	地域産業の健全な発展との調和等	33
6. 9	周辺地域への配慮	33
6. 10	事業推進体制の確保	33